

社会福祉法人あおぞら太陽福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおぞら太陽福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤とは、週3日以上勤務する者をいい、それ未満のものは非常勤という。
- (2) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を伴う）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第7条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、本人に対して通貨で支払う。但し、本人と当法人との間で振込の合意があれば、本人が指定する本人口座に銀行振込みを行う。報酬等の支給時期は、支給事由が発生した翌月10日とし、その日が休日に当たるときは、職員給与第4条に準じた日とする。

- (1) 賞与については、毎年12月とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和6年7月1日制定し、令和6年4月1日より施行とする。

別表 1（常勤役員の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額 250,000 円
理 事	月額 200,000 円

別表 2（常勤役員の賞与）

12 月の賞与	報酬月額×1.0 か月
---------	-------------

別表 3（常勤役員の退職手当算定式）

最終報酬月額×在任年数×0.5×功績年数

※在任年数は 1 カ年単位とし、端数は月割とする。但し、1 カ月未満は 1 カ月に切り上げる。

役 職 名	功績倍率
理 事 長	3.0
理 事	1.5

※理事会は、退職役員のうちで在任中に特に功労のあったものに対して、別表 3 により算定した額の範囲内で決定する。

別表 4（非常勤役員の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議委員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円
評議員会決議の省略に係る同意書の提出	3,000 円

(2) 理事

		日 額
理事会等会議への出席	理事長	15,000 円
	その他の理事	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤		5,000 円
理事会決議の省略に係る同意書の提出		3,000 円
業務委託		3,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査への出席	15,000 円
理事会、評議員会等会議への出勤	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円
理事会及び評議員会決議の省略に係る同意書の提出	3,000 円

※別表 4 は 1 日又は 1 回当たりとする。